様式第1（第3条関係）

託送供給等約款認可申請書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

改正法附則第3条第1項の規定により、別紙託送供給等約款の案のとおり託送供給等約款の認可を受けたいので申請します。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2（第5条関係）

託送供給等特例認可申請書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

改正法附則第3条第4項の規定により、次のとおり同条第1項の認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

供給の種類			振替供給・接続供給・電力量調整供給	備考
氏名（名称）				
供給の相手方	住所			
	受給場所	受電場所		
		供給場所		
供給電力				
供給電圧				
電気方式及び周波数				
料金その他の供給条件の内容				
供給開始年月日及び有効期間				

備考　1　受電場所及び供給場所が属する発電所、変電所、送電線路又は配電線路の名称を備考欄に記載すること。
2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

○経済産業省令第百一号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第三条第一項の規定に基づき、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　原価等の算定等（第三条―第八条）
第三章　基準託送供給料金の設定等（第九条―第二十五条）
第四章　インバランス料金の設定（第二十六条―第二十八条）
第五章　離島供給に係る燃料費調整制度（第二十九条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下この条において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）、一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十八号）、電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号。第八条第一項及び第二項において「電源線省令」という。）及びみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「特定小売料金算定規則」という。）において使用する用語の例による。

2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　「基準託送供給料金」とは、改正法附則第三条第一項の規定により定めようとする託送供給等約款で設定する料金（以下「託送供給等約款料金」という。）のうち、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介することに係るものをいう。

二　「インバランス料金」とは、託送供給等約款料金のうち、次に掲げるものをいう。

イ　一般送配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差について、当該一般送配電事業者が接続供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価

ロ　一般送配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差について、当該一般送配電事業者が接続供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価

ハ　一般送配電事業者が発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差について、当該一般送配電事業者が電力量調整供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価

ニ　一般送配電事業者が特定卸供給を行う事業を営む他の者から受電した特定卸供給に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差について、当該一般送配電事業者が電力量調整供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価

三　「低圧需要」とは、原則として、単相又は三相により標準電圧百ボルト又は二百ボルトで電気の供給を受ける需要をいう。

四　「高圧需要」とは、原則として、三相により標準電圧六千ボルトで電気の供給を受ける需要をいう。